

農家レストラン設置に係る特例 ～農家レストランの農用区域内設置の容認～

(農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令 令和2年農林水産省令第13号)

特例措置前

○農用区域内では、農業用施設に該当しない農家レストランは設置できない。

(参考)農用区域内に設置できる農業用施設

- ① 種苗施設、園芸栽培施設(温室、植物工場)、畜舎等
- ② ライスセンター、カントリーエレベーター、農産物集出荷施設等
- ③ 堆肥舎、農機具格納施設等
- ④ 農業者が設置・管理する加工・販売施設
- ⑤ 農用地又は農業用施設に附帯して設置される休憩所、駐車場、便所、更衣所、水飲・手洗場等

(規制の根拠)

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び第10条第3項、同法施行規則第1条

ニーズ

○農業の6次産業化のため、自己の生産した農畜産物等を使った料理を提供するレストランを農用区域内に設置したい。

特例措置

○国家戦略特別区域の区域計画に定められた区域内においては、農業者が設置・管理するレストラン(農家レストラン)であって、

- ① 自己の生産する農畜産物 又は
- ② 自己の生産する農畜産物及び施設が設置する市町村内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供するものについては、これを農業用施設とみなして農用区域内に設置可能とする。

効果

○農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に貢献する。